

平成31年度浦添市ホームページバナー広告枠売買契約仕様書

- (1) 広告枠の場所は、浦添市ホームページトップページ下部・記事ページの甲が指定する場所とする。
※平成32年10月から本市ホームページのリニューアルを予定しております。それに伴うデザイン変更により、バナー掲載位置等を変更する場合があります。
- (2) 貸付期間は平成31年6月1日から平成32年3月31日までとする（契約期間：契約締結の日から平成32年3月31日まで）。
- (2) 1か月につき12枠とし、1枠の大きさは縦60 px×横140pxとする。
- (3) ファイルの種類は「GIF」の静止画とし、ファイル容量は1枠につき8 kByte 以下とする。
- (4) フラッシュ、Java、JavaScript の使用は不可とする。
- (5) バナー広告に代替テキスト（alt属性）を付すものとし、先頭に「広告：」を付け、広告主会社名のみを表示するものとする。この場合において、文字数は全角20字以内（「広告：」を含む。）とする。
- (6) バナー広告に掲載できるのは、市税・国税に滞納がない広告主に限る。
- (7) バナー広告に対する責任の所在を明確にするため、バナー広告に広告主の名称または屋号もしくはサイト名を明記する。
- (8) 人材募集については、広告主が直接雇用をする場合に限り、表現は「社員募集」「ヘルパー募集」等の簡易な内容に留める。
- (9) 広告掲載期間について1枠の掲載期間は原則1か月以上とする。
- (10) 掲載にあたっては、「浦添市ホームページ有料広告掲載基準」に合致し、浦添市の承認を受けるものとする。
- (11) 掲載月の前月の25日までに甲の指定する形式で次の提出資料を甲へ提出し、甲の二次審査を受けるものとする。
提出資料：一次審査結果報告書（別紙参照）、浦添市ホームページバナー広告掲載申請書（広告掲載者）
- (12) ホームページのシステムメンテナンスや急なアクセス障害、地震や暴風雨などの災害などにより、市ホームページが一時的に閲覧できない期間も掲載期間に含むものとする（広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等は行わない）。
- (13) 二次審査で承認を受けたバナー広告のファイルを掲載開始日の3日前までに甲へメールにて提出するものとする。
- (14) 甲はホームページにバナー広告のファイルを掲載後、乙に通知するものとする。乙は甲からの通知を受けた後、ホームページにバナー広告が掲載されている事を確認し、甲へ通知するものとする。

- (15) 期日までに提出資料・ファイルを提出できないときは、当該広告掲載枠は浦添市が使用できるものとする。
- (16) 浦添市ホームページのトップページにおける月平均訪問数についての回答は行うが、バナー広告へのクリックアクセス数に関しては回答を行わない。
- (17) リンク先のページは、バナー広告に掲載された情報を含んでいるものに限る。
- (18) 業務に要する費用は全て乙の負担とする。
- (19) 内容について疑義が生じた場合は、その都度甲と協議すること。